

和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター（以下「中央児童相談所等」という。）の調理及び調理に付随する業務の委託について、次のとおり受託者を公募する。

1 事業の概要

(1) 業務名称 和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務

(2) 事業の目的

中央児童相談所等の一時保護所の入所児童等の健康保持増進に必要な給食を提供し、楽しい食事によって情緒の安定を図るとともに、給食を通じて望ましい食習慣の体得と栄養や衛生の知識を高める等、入所児童等の健康管理及び生活指導の一環とすることを目的とする。

(3) 業務内

受託者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

中央児童相談所の厨房において、入所児童等への給食を調理し提供する。詳細は、別添仕様書による。

(参考) 提供食数実績

令和2年度 21,757食（朝食7,213食、昼食7,434食、夕食7,110食）

令和3年度 20,994食（朝食6,979食、昼食7,170食、夕食6,845食）

令和4年度 23,357食（朝食7,739食、昼食7,936食、夕食7,582食）

令和5年度 28,544食（朝食9,623食、昼食9,394食、夕食9,527食）

令和6年度 11月末現在 18,540食（朝食6,260食、昼食6,076食、夕食6,204食）

(4) 実施場所

- ① 名称 和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター（厨房ほか）
- ② 所在地 和歌山市毛見1437-218
- ③ 電話番号 073-445-5311 / FAX 073-446-0036

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、次に掲げる場合には契約解除することがある。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、委託業務を遂行する見込みがないと県が認めたとき。
- (2) 委託業務について不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により、県若しくは第三者に重大な損害を与えたとき。
- (4) 委託業務について法令等に違反する行為があったとき。
- (5) (1) から (4) のほか、本契約に違反したとき。

3 委託額

- (1) 県からの委託料は、月単位に支払うものとする。提案額（上限額と下限額）については、企画書類等作成要領(2)見積書のとおりとする。ただし、令和7年度和歌山県予算の成立動向によっては、これを変更することがある。

(2) 委託者と受託者の経費の負担区分については、仕様書の別紙4のとおりとする。

4 選定委員会の設置

応募者から提出された企画提案書を審査し、効果的かつ円滑に業務が遂行できると認められる委託候補者を公平に選考するために、「和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 一時保護所入所児童等にかかる給食の重要性を認識し、調理業務の運営実績や組織形態からみて、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる業者を、別途定める「和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託公募型プロポーザル審査要項」に基づき公募を実施し、選定委員会における審査の結果、最も評価が高いと認められる者を委託候補者として選定する。

なお、選定までの間、応募者又はそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員に接触したり、応募者のPR資料等を送付することにより、自らを有利に又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じる。

○和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託業者選定委員会の構成

	所属・職
委員長	和歌山県中央児童相談所長
副委員長	和歌山県DV相談支援センター所長
委員	和歌山県中央児童相談所一時保護課長
委員	和歌山県DV相談支援センター相談支援課長
委員	和歌山県環境生活部生活衛生課食品衛生班指導担当者
委員	和歌山県福祉保健部健康推進課健康対策班栄養指導担当者

(2) 審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施する。

ア 応募資格要件事前審査（申請の形式的要件に係る審査）

申請書類を受理した全ての者を対象として、本実施要項6応募資格に関する事項、11（4）提出書類及び12（1）応募申請書類及び企画書類の要件に適合しているかどうかについて、事前審査を行う。

イ 事前審査の結果は、応募者に応募参加資格要件適格通知書または、応募参加資格要件不適格通知書において通知する。応募資格要件不適格通知書を受け取った者は、プレゼンテーションの審査会に参加できない。

(3) 事前審査結果に対する説明

ア 応募資格要件不適格通知書を受け取った者は、実施機関に対しその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明は、令和7年2月28日（金）までに書面により求めるものとする。

ウ アの書面の提出先は8（2）配付場所に同じ。

エ 説明を求めた者に対しては、アの書面を受理した日から原則として3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

6 応募資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 競争入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「13給食」、小分類が「2学校給食」であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
- (8) 栄養士が1名以上所属していること。また調理師資格を有し、かつ1年以上の業務経験を持つ者が1名以上所属していること。
- (9) 公募日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体（教育委員会を含む）、社会福祉施設、病院との間に本業務と同種同規模以上の契約実績を1件以上有する者であること。

7 公募型プロポーザル実施各日程

ア 実施要項等の配付	令和7年1月6日（月）から令和7年1月20日（月）まで
イ 現地説明会申込期間	令和7年1月6日（月）から令和7年1月21日（火）まで
ウ 現地説明会	令和7年1月23日（木）午後2時00分
	（注）応募のためには、現地説明会への出席が必要です。
エ 質問受付期間	令和7年1月6日（月）から令和7年1月27日（月）まで
オ 応募書類提出期間	令和7年1月23日（木）から令和7年2月7日（金）まで
カ 応募資格審査（事前確認）結果通知期限	令和7年2月14日（金）
キ 審査会（プレゼンテーション）	令和7年2月27日（木）
ク 審査結果の通知	令和7年3月中旬（予定）
ケ 契約の締結	令和7年4月1日（月）

8 実施要項等の配付及び場所

(1) 配付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間

(2) 配付場所

和歌山県中央児童相談所 総務企画課

〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

電話番号 073-445-5311

FAX 073-446-0036

(3) その他

県のホームページからもダウンロード可。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/110401/index.html>)

9 現地説明会の開催

(1) 開催日時 令和7年1月23日(木) 午後2時00分

(2) 開催場所 和歌山市毛見1437-218

和歌山県中央児童相談所 2階 大会議室

(3) 申込方法 令和7年1月6日(月)から令和7年1月21日(火)午後5時30分までに現地説明会参加申込書(様式第1号)を8(2)の総務企画課へ提出すること。郵送の場合も、1月21日(火)午後5時30分までに必着のこと。

(4) その他

ア プロポーザル参加は、事前の現地説明会への参加が必須要件となるため、現地説明会に出席しない者は、この公募に応募できないものとする。代表者が出席できない場合は、代理人でも可。

イ 参加人数は、1応募者につき3名までとする。

ウ 説明会の内容は、現地見学及び質疑応答。

エ 事前にこの実施要項、審査要項、企画書類等作成要領、仕様書及び様式の内容を確認の上、説明会に持参すること。

オ 現地見学のため、現地説明会参加人数分の帽子、白衣、長靴、マスクを持参すること。

10 実施要項に対する質問の受付

(1) 質問方法 実施要項に対する質問は、令和7年1月6日(月)から令和7年1月27日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県中央児童相談所総務企画課に対して書面(様式第2号)により行うものとする。FAX可。FAXの場合は、提出後確認のために8(2)に電話連絡すること。

(2) 回答方法 質問者に対して10(1)の書面を受けた日の翌日から起算して、原則として3日以内(県の休日を除く。)に書面により回答するとともに、受け付けた質問及び回答を取りまとめ、令和7年2月3日(月)までに和歌山県中央児童相談所のホームページにて公表する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、質問者に対してのみ回答する。

(3) その他 本実施要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 応募申請書及び企画書類の提出

(1) 提出期間 令和7年1月23日(木)から令和7年2月7日(金)までの県の休日を除く日

の午前9時から午後5時30分まで

- (2) 提出場所 8 (2) に同じ。
- (3) 提出方法 持参。郵送による場合も、封筒（封筒に申込者の氏名、調達業務の名称及び選考年月日を表示したもの）に密封した11 (4) 提出書類を、書留郵便で令和7年2月7日（金）午後5時30分までに、8 (2) の総務企画課へ必着させること。

(4) 提出書類

- ① 応募申請書（様式第3号）
- ② 事業概要（様式第4号）及び任意で企業等の概要がわかるもの（パンフレット等）
- ③ 企画書（様式第5号）
- ④ 見積書（様式第6号）
- ⑤ 見積内訳記載事項（様式第7号）
- ⑥ 応募資格に関する書類
 - ア 人材要件に係るもの
 - ・栄養士、調理師に係る当該免状の写し
 - ・調理師の所属技術者等に係る業務経験1年以上の業務経験証明書（様式第8号）
 - イ 実績要件に係るもの
 - ・公募日から過去5年間において、国又は地方公共団体（教育委員会を含む）、社会福祉施設、病院との間に本委託業務と同種同規模以上の契約実績を履行した1件以上の書類（契約書等）の写し。
 - ※「同種同規模」とは、本委託業務の予定価格の概ね50%以上の契約実績をいう。
- ⑦ 予定献立表（材料、材料数量、エネルギー等記載）
- ⑧ 行事食等年間予定表（季節の行事食と入所児童等が楽しめるイベント食について）
- ⑨ 営業許可書の写し
- ⑩ 「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写し
〈留意事項〉
 - ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがある。
 - イ 提案内容の変更等は、11 (1) の期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き替え又は撤回はできない。ただし、申請書の記載事項（事務所の所在地等）に変更があった場合は、速やかに「応募申請書等記載事項変更届出書」（様式第9号）により届け出ること。

12 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い

(1) 応募申請書類及び企画書類の要件

応募申請書及び企画書類（以下「申請書類等」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要。

ア 本実施要項に定める提出期間、提出先及び提出方法に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

- ① 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。
- ② 記載すべき事項が全て記載されていること。
- ③ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 申請書類等の取扱い

- ア 申請書類等に記載された個人情報、審査を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはない。
- イ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 県が提示する実施要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- エ 県は、委託業務の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等の複製を作成することができるものとする。
- オ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

13 応募にあたっての留意事項

(1) 審査の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し、若しくは委託候補者としての地位を取り消す。

- ア 選定委員会委員又は審査手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、本件応募について直接、間接を問わず不正に接触を求める行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- イ 本件応募について不正な利益を得るために連合した場合
- ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- エ 事業者選定終了までの間に、ほかの提案者に応募事案の内容を意図的に開示した場合
- オ 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 複数の応募申請書又は企画書類を提出した場合
- キ 選定の手続きにおいて、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があったと県が認めた場合
- ク 応募資格に満たないことが判明した場合
- ケ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- コ その他この実施要項に規定する条件に違反した場合

(2) その他

ア 応募の辞退

応募書類等を提出した後に辞退する場合は、「応募申請辞退届出書」（様式第10号）を提出すること。

イ 応募等に係る費用負担

企画提案等応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

14 プロポーザル方式による選考の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由を生じたときは、プロポーザル方式による審査を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 応募者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合でプロポーザル方式による審査を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、この審査を延期し、又はこれを廃止するこ

とがある。

15 審査決定後の契約締結

選定された事業者と県との協議により随意契約を締結する。

16 契約保証金について

(1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、次に定めるところによる。

(ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保 同条各号に規定する金額

(イ) 保証事業会社の保証 保証証書に記載された保証金額

ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約を締結する者が、保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

： 契約を締結する者は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約を締結する者が過去2箇年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

： 契約を締結する者は、契約保証金免除申請書（様式第11号）により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

和歌山県中央児童相談所・和歌山県 DV 相談支援センター調理業務委託公募型プロポーザル 審査要項

和歌山県中央児童相談所・和歌山県 DV 相談支援センター調理業務委託に関するプロポーザルの
審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる応募者

審査は、次の各号をすべて満たす応募者を対象に行う。

- (1) 別途定める「和歌山県中央児童相談所・和歌山県 DV 相談支援センター調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）に規定する応募資格要件を満たし、「応募資格要件適格通知書」を受理し、かつ現地説明会に参加した者
- (2) 実施要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 実施要項により適正に書類を作成した者

2 審査会

応募者から提出された企画書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催する。

- (1) 開催日：令和7年2月27日（木）

プレゼンテーションの順番は、申請書類等の提出順とし、各応募者のプレゼンテーション時刻は、別途連絡する。

場 所：和歌山県中央児童相談所 1階 会議室2

（和歌山市毛見1437-218）

- (2) 審査当日持参するもの

ア 1（1）の事前審査において、資格及び要件に適応したことを証する和歌山県中央児童相談所から送付する「応募資格要件適格通知書」

イ 代理人の場合は、「委任状」（様式第12号）に申込者の氏名又は名称もしくは商号と住所、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し押印

ウ 予定献立表に掲載されている1日の食事（朝食、昼食、夕食）の試食。

- (3) 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------|
| I 業務管理 | (20点) |
| II 安全管理 | (30点) |
| III 食事内容 | (120点（普通食100点+行事食等20点）) |
| IV 見積金額 | (30点) |

- (4) プレゼンテーション審査について

ア プレゼンテーションは、応募者が提案のポイントを20分以内で説明した後、質疑応答及び持参した食事の試食を行う。

イ 参加者の審査会場への入室は、1名の申請者につき3名までとする。

ウ 各選定委員は、提出された企画書と参加者によるプレゼンテーションに対する審査を（別表1）「評価項目及び配点」に基づき審査する。

エ 配点方法

各選定委員の点数を合計し、最高得点を獲得した応募者を受託候補者として選定する。

また、最高得点を獲得した者が複数となった場合は、選定委員会において協議を行い選定する。

なお、選定委員全員の平均得点が120点（以下、基準点とする）に満たない場合は失格とする。

オ 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和7年3月中旬を予定している。審査結果は応募者全員に文書で通知し、また本県のホームページに掲載する。

なお、契約は、選定された事業者と本県が協議し、委託業務に係る仕様書を確認したうえで締結することとし、業務の内容は、提案された内容を基本としたうえで、選定された事業者と県との協議により契約を締結する。

カ 応募者が1者の場合の取扱い

応募者が1者であった場合は、企画書及びプレゼンテーションの審査の結果、基準点を満たすときは、当該応募者を委託候補者とする。

基準点に満たないときは、書面で応募者にその旨通知する。

(別表1)

評価項目及び配点

	選定基準	評価項目	配点
I	業務管理 (調理業務委託に対して十分なものであること。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護所における入所児童等の特性をふまえた調理への理解について (10点) 2. 適切な職員配置とその雇用体制及び職員の教育(調理、衛生、人権研修等)について (10点) 	計 20点
II	安全管理 (管理を安定して行うために必要な人員及び衛生的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生管理について (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者等の衛生管理 ・食中毒・異物混入・未加熱調理提供等防止の具体的な方策 ・厨房の衛生管理の徹底に関する具体的な方策 2. 緊急時の対応について (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・非常時や事故発生時の調理不能時等の具体的な対応策及び委託業務の代行者の指定 ・食中毒・異物混入・未加熱調理提供等が発生した場合の具体的な対応策 3. 食材の調達・管理について (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・食材の適切な採用方法(新鮮で安全な食材、価格の適正化等) ・食材の衛生管理と検収 ・禁止食材 	計 30点
III	食事内容 (適切な調理業務を確実に実施できるものであること。)	<p>《普通食》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所児童等の年齢や健康状態に応じた食事提供について (15点) 2. 栄養管理及び献立表作成への提案について (15点) 3. 地産地消における県産品購入促進の取組について (15点) 4. 個別食(アレルギー、病状等)への対応について (15点) 5. 手作り料理についての提案と具体的な実施方法について (20点) 6. 普通食の盛り付けについて・試食サンプル (10点) 7. 食数確認後の変更への対応(緊急入所者発生等)について (10点) <p>《季節の行事食と入所児童等が楽しめるイベント食》 (10点) × 2 ・年間の提案と具体的な実施方法について</p>	<p>100点</p> <p>20点</p> <p>計 120点</p>
IV	見積金額	見積金額について配点する。(30点)	30点

和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務企画書類等作成要領

和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務を受託するための提案にあたり、別紙の仕様書に基づき、下記の項目について企画書を作成すること。

《提出書類》

(1) 企画書(様式第5号)

留意事項：書式は、縦A4サイズ 横書き左綴じとする。提出部数は8部（表裏印刷可）
下記の項目について、簡潔に記載すること。

I 業務管理

1. 一時保護所における入所児童等の特性をふまえた調理への理解について
2. 適切な職員配置とその雇用体制及び職員の教育（調理、衛生、人権研修等）について

II 安全管理

1. 衛生管理について
 - ・業務従事者等の衛生管理（従事者の健康診断、検便検査等）
 - ・食中毒・異物混入・未加熱調理提供等防止の具体的な方策
 - ・厨房の衛生管理の徹底に関する具体的な方策（従事者が従事する前から清掃して終了するまでの作業工程におけるもの）
2. 緊急時の対応について
 - ・非常時や事故発生時の調理不能時等の具体的な対応策及び委託業務の代行者の指定
 - ・食中毒・異物混入・未加熱調理提供等が発生した場合の具体的な対応策
3. 食材の調達・管理について
 - ・食材の適切な採用方法（新鮮で安全な食材、価格の適正化等）
 - ・食材の衛生管理と検収
 - ・禁止食材

III 食事内容

《普通食》

1. 入所児童等の年齢や健康状態に応じた食事提供について
2. 栄養管理及び献立表作成への提案について
3. 地産地消における県産品購入促進の取組について
4. 個別食（アレルギー、病状等）への対応について
5. 手作り料理についての提案と具体的な実施方法について
6. 普通食の盛り付けについて
7. 食数確認後の変更への対応（緊急入所者発生等）について

《季節の行事食と入所児童等が楽しめるイベント食》

- ・年間の提案と具体的な実施方法について

(2) 見積書 (様式第6号)

- ① 見積書記載金額については、当該業務を遂行するための価格の総額とする。本業務の管理費（人件費・諸経費等）と食材費に消費税額及び地方消費税額を含まない見積総合計金額を記載すること。

ただし、光熱水費（水道、ガス、電気代）等は含まない。経費負担区分については、仕様書の別紙4のとおりとする。

- ② 決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定価格とするので、応募参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- ③ 申請者又はその代理人は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積金額は、訂正することができない。

留意事項：令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間分で算出すること。

見積書の提案上限金額23,074,800円（税抜）を上回る場合、もしくは提案下限金額19,174,800円（税抜）を下回る提案があった場合は失格とする。 提出部数は、1部（表裏印刷不可）。

(3) 見積内訳記載事項 (様式第7号)

- ① 人件費 ・人件費の1か月分（税抜）を算出し、年間合計額を記載すること。

- ② 事務費（管理費）

・諸経費の1か月分（税抜）を算出し、年間合計額を記載すること。

- ③ 材料費 ・材料の配分は、朝食、昼食、夕食、おやつ1回分として積算し、それぞれの積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

ただし、一時保護の特性上食数は定まらないため、実施要項1（3）業務内容の提供食数実績を参考に計算すること。

(4) 予定献立表 (普通食)

留意事項：書式は、縦A4サイズ 横書き 左綴じ。提出部数は8部（表裏印刷可）

令和7年4月1日～令和7年4月30日までの1か月分を作成すること。

15歳男子を基準に献立表と材料の詳細（材料、材料数量と一日分のエネルギー、蛋白質、脂質、塩分）まで記載されているものを作成すること。

(5) 行事食等年間予定表 (季節の行事食と入所児童等が楽しめるイベント食について)

留意事項：縦A4サイズ 横書き 左綴じ。提出部数は8部（表裏印刷可）

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年分を作成すること。